

○国土交通省告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年二月二十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道55号改築工事（高知東部自動車道「南国安芸道路」・高知県安芸市赤野字古御殿地内から同市赤野字中サデ地内まで及び同市穴内字上ミ田地内から同市穴内字腰懸地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県安芸市赤野字いそ道、字磯道及び字中サデ並びに穴内字上ミ田、字八町、字道南、字金山、字西平、字茶屋、字普当ノ畝、字茶園、字石ノ戸、字平右衛門口、字六助谷、字五郎谷、字立岡、字中平及び字腰懸地内
- 2 使用の部分 高知県安芸市赤野字古御殿、字古道西ノ入口、字北オンブク谷、字いそ道、字磯道及び字中サデ並びに穴内字上ミ田、字八町、字道南、字金山、字西平、字茶屋、字普当ノ畝、字茶園、字石ノ戸、字平右衛門口、字六助谷、字五郎谷、字立岡及び字腰懸地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道55号改築工事（高知東部自動車道「南国安芸道路」）」（以下「本件事業」という。）は、高知県安芸郡芸西村西分字浅津地内の芸西西インターチェンジから安芸市津久茂町地内の安芸西インターチェンジ（仮称）までの延長9.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道55号高知東部自動車道（以下「本路線」という。）は、高知県高知市を起点とし、安芸市に至る延長約36kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する高知県東部地域は、なす、ゆず等の生産が盛んな地域であり、これらの農産物は、一部供用済みの本路線等を利用して高知県内外へ出荷されている。また、高知県東部地域は、高知県を代表する多くの観光資源を有するとともに、本路線の沿線には、高知駅、高知空港等が存していることなどから、本路線は、高知県東部地域の物流及び観光を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道55号（以下「現道」という。）は、物流や観光に広く利用されるとともに、高知県安芸郡芸西村及び安芸市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、事業所、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、高知県安芸郡芸西村西分甲地内で18,555台／日であり、混雑度は1.42となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道四国横断自動車道及び本件事業と併せて整備される一般国道55号阿南安芸自動車道と連絡することで、高知県東部地域と高知県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である高知県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成11年5月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については、環境基準等を満足すると評価さ

れているほか、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量等の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和5年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、騒音、振動等については、環境基準等を満足するとされており、大気質については、工事の実施において道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値（以下単に「参考値」という。）を超える値が見られるものの、散水の実施により参考値を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ及びヤイロチョウ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているアカウミガメ、ニホンウナギ及びツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクルマヒラマキガイ等、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、ナンカイアオイ等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラシ、コイヌガラシ等、高知県レッドデータブックに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているセンダイスゲ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により、影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、センダイスゲについては、生育個体及び生育環境の一部が消失又は改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1か所存在するが、試掘調査及び高知県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要がないことが確認されている。なお、工事の実施に当たり新たな遺構等が確認された場合は、起業者は、同委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年6月4日に都市計画決定され、平成22年4月13日に変更決定された都市計画と、車線数等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、用地取得面積、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施工箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、高知県東部地域と高知県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる四国8の字ネットワーク整備・利用促進を考える会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県安芸市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

高知県安芸市赤野字古御殿、字古道西ノ入口、字北オンブク谷、字いそ道、字磯道  
及び字中サデ並びに穴内字上ミ田、字八町、字道南、字金山、字西平及び字茶屋地内